

橋本市告示第79号

建築基準法第76条の3第2項の規定に基づき建築協定の認可の申請があったので同法第71条の規定により公告し、関係人の縦覧に供する。

なお、当該建築協定については、縦覧期間満了後、橋本市長に文書をもって異議を申し出ることができる。

令和8年3月31日

橋本市長 平木 哲朗

1. 建築協定名称

さつき台(E)建築協定

2. 協定にかかる土地の区域

和歌山県橋本市さつき台二丁目20番1 ほか

3. 縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所 建設部 建築住宅課

(2) 縦覧期間

令和8年4月1日 (水) から

令和8年4月28日 (火)迄

上記期間のうち、土・日曜日及び祝日を除く。

(3) 縦覧時間

午前8時30分 から 午後5時15分 まで

4. 異議申出期間及び方法

(1) 異議申出期間

令和8年4月30日 (木) から

令和8年5月18日 (月) 迄

上記期間のうち、土・日曜日及び祝日を除く。

(2) 異議申出受付時間

午前8時30分 から 午後5時15分 まで

(3) 異議申出方法

市長あて文書による申出。建築住宅課窓口にて受付。